

第3章 環境技術に関する都市・地域マネジメントのあり方の提言に向けて

西村幸夫 / 東京大学・教授

1. 広域における環境技術とは

都市や地域を対象として環境技術を考えるという場合、単体の建築物を対象とした環境技術の集積という側面と同時に、個別の解法を越えた新しい課題と取り組まなければならないという側面とが存在する。

前者は CASBEE や地域冷暖房設備、太陽光発電、さらにはこれらの推進を図る地域新エネルギービジョンのような政策などのように本報告資料の他のパートの延長上で考えることができる。

これらの環境技術は、自然エネルギーの利用、バイオマスの利用、屋上緑化などのヒートアイランド緩和措置、3R に代表される循環型施策、地域素材の利活用、雪処理技術などから成っている。その概要については 1.2 節に述べたとおりである。

後者、すなわち広域において特徴的な課題はとりわけ本セクションに深い関わりがあるので、以降この面に絞ってまとめをおこなうことにする。

広域における環境技術とは、ひとことではどうということなのであろうか。環境技術の側とそれを援用する住民側のふたつの側面から考えることができる。

環境技術そのものの側からすると、その最大の特徴は、ハードな技術とそれを支えるソフトの技術がいずれも重要であるということである。

ハードな技術としては、都市の構造そのものを省エネ型に変えるという方向の試みが挙げられる。たとえば、LRT などの公共交通機関の推進によってコンパクトシティを実現していくことなどがその例である。

ハードを支えるソフト技術としては、たとえば、協定やガイドラインによって緑地や建築物の形態に関して環境配慮を求めている例 (2.1 節に示された福岡アイランドシティの例など) や、環境まちづくり協働事業 (横浜市) や環境基金 (三鷹市) などによって行政が主導して環境配慮を実現させていく仕組み (2.2 節) などがある。

次に、住民側の対応の側面を見ると、居住スタイルそのものを省エネ型に変えていくといった組織的な工夫のような例をあげることができるほか、環境配慮がコミュニティにとってビジネスとなるような NPO などの取り組みの事例があげられる。近年意

識されるようになってきたエリアマネジメントの手法を環境配慮にまで広げること一つの方法である。その典型例として東京・大手町丸の内有楽町地区の環境共生型まちづくり推進協議会の活動を挙げることができる。

2. 地区スケールでの対応と広域スケールでの対応

都市・地域マネジメントの手法に関してもひとつ留意しなければならない点は、カバーする領域がより広域になればなるほど、ボトムアップ型の合意形成手法による協定等のルールづくりでは対応しづらくなるという点である。広域スケールにおいてはまた別種の手法を模索しなければならないのである。

その一つの例として、自治体が独自に進める環境基本条例の制定や環境基本計画、行動計画等の策定、まちづくりと一体となった交通政策の策定等がある。

また、環境に配慮した産業政策やエネルギー政策なども自治体レベルで進められる施策である。さらにひろく環境教育の推進などもより広域を基盤にした施策であるといえる。

これらがひとつの公共団体単位で進められる環境配慮施策であるとする、これらをネットワークしていくような自治体間の協調を推進するような施策も存在している。

その代表的な例として、1992 年に先進的な自治体の発意で始まった環境自治体会議がある。その後、NPO などが世論づくりをねらって進める各種の全国ネットワークづくりや、国が音頭を取って進められている環境モデル都市などが 2000 年以降さまざまな形で立ち上がって今日に至っている。

他方、広域スケールで実施される実効性のある法的な施策として戦略的環境アセスメント (SEA) がある (1.1 節)。実際に実施される事業を対象に実施されるいわゆる事業アセスとは異なり、SEA は交通計画や土地利用計画など計画立案段階での影響評価を行うので、ここに地球温暖化への影響などの肝要配慮の事項を盛り込むことによって大枠の計画を広域的に規定することが可能となる。

このように制度の大枠に環境を配慮を行うような仕組みをあらかじめ組み込んでおくことができるならば、広域への対応もより現実的なものになることが期待できる。

しかし、地区スケールでの具体的な環境配慮技術と比較すると指摘事項の項目の具体性に大幅なひらきがあり、SEA 段階での計画論議と地区スケールでの対応策という異なった志向を有する両者をつなぐ何からの制度的担保がなされない限り、実効性あるコントロールは期待できないことになるだろう。

ここまでの議論を技術のハード面とソフト面、そして対象地のスケールによって地区レベルと広域レベルという二対の軸によって分類すると、次の表のような関係にあることが分かる。

表 多様な議論のマトリックス

	地区スケール	広域スケール
ハードな環境技術が中心	<ul style="list-style-type: none"> ・自然エネルギーの利用 ・バイオマスの利用 ・ヒートアイランド緩和措置 ・3R ・地域素材の利活用 ・豪雪地帯の雪処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・LRT などの公共交通機関を重視する交通政策など ・国による誘導的・奨励的なモデル事業など
ソフトな環境技術が中心	<ul style="list-style-type: none"> ・協定やガイドライン ・自治体による誘導施策・事業 ・環境基金などのファンド ・居住スタイルの省エネ化 ・環境配慮型エリアマネジメントの手法 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮先進自治体ネットワーク ・戦略的環境アセスメント ・コンパクトシティを目指す土地利用規制など

3. 先端的な環境技術と在来的もしくは伝統的な環境技術による対応

環境技術を都市・地域マネジメントの側面から考察していく場合のもうひとつの、かつ際だった特徴として、都市や地域が援用している環境技術は必ずしも先端的な技術に限らないという点がある。

むしろ、環境技術というものは本来的に土着的にボトムアップで発生してきている側面も少なくないので、こうした部分に積極的に光をあてることによって、ハードな先端テクノロジーに偏りがちな環境配慮の技法を、伝統や在来の技術の側から再考することにつながるということになる。

このことによって、地域居住者にとって必要な環境技術とはどういうものかという全体像が明らかになってくるのではないだろうか。

こうした事情をもっとも雄弁に語っているのが、豪雪地帯の雪処理の問題 (2.3 節)、HOPE 計画における木材生産及び流通を考慮した木造住宅生産の仕組みづくり (2.4 節) および歴史集落や町並みにおける伝統的な生活の知恵が今日的な目で見ると環境配慮技術であると見なすことができる事例である (2.5 節)。

木造住宅に関しては、現代における自然志向や健康志向、本物志向の流れの中で木造軸組という伝統素材を用いることへの近年顕著に見られるようになってきたこだわりが、新たな環境技術として定着することを予見させてくれる。

2.5 節で伝統的集落における環境技術として取り上げられている例を通じて言えるのは、地域で生きながらえるための必然的な環境対応システムが今日的な観点から見ると環境配慮型の空間システムとして評価できるという点である。

つまり抗うことのできない環境への順応とその深化という地域に根ざした生活を掘り下げていくとそのまま環境配慮 (もちろんそのような余裕のある用語を使う意識は当事者にはなかっただろうが) の技術として示唆的であるという事実こそが重要な点である。

伝統的な集落の空間システムや居住のシステムはそうしたたくまざる知恵を数多く内包しているに違いない。ここに注目することは、おそらく都市・地域マネジメントにとっても示唆に富んでいるといえよう。

もちろん、こうした伝統的な集落や町並みが残されているところは日本全体の住戸群からするとごく少数派に過ぎない。しかし、だからといって伝統的あるいは在来型の環境技術が今日的な意味を失っているとは必ずしも言えない。むしろ要素技術に偏りがちな現代の環境配慮の技法を客観的によりスパンの長い歴史的視野のもとで議論することを可能にするためにもこうした問題意識は重要であるだろう。

4. おわりに

本レポートの冒頭、藤盛紀明委員長の主旨説明の文章にもあるように、低炭素社会に相応しいまちづくりには先端科学技術も必要であるが、それのみでは目標は達成されないのである。地域における居住のスタイルや地域社会のあり方などにまで踏み込んだ議論が必要である。

本セクションの議論もそうした方向へ向けたものになっている。問われているのは、環境配慮のための要素技術のみではなく、地域のあり方の全体像なのである。